

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

ホタル飛び交う清流の里再生計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

東松浦郡玄海町

3 . 地域再生計画の区域

佐賀県東松浦郡玄海町の全域

4 . 地域再生計画の目標

玄海町は、佐賀県の北西部に位置し、標高50～200mの低地に起伏した玄武岩特有の丘陵性台地である。山間山麓地帯に集落を形成しており、周囲を平成17年1月1日の市町村合併により誕生した唐津市に囲まれ、人口6,898人(平成17年3月31日現在)、東西約7km、南北約9km、総面積は36.00km²である。

河川は、町中央部を横断する有浦川、北部に志礼川、南部に座川の主流があり、それぞれ仮屋湾、外津湾に注いでいる。特に、有浦川では、梁を利用したシロウオ漁が春の風物詩となっている。

海岸線は、リアス式海岸となっており、昭和31年6月1日に玄海国定公園の指定を受けている。玄界灘に面している仮屋湾、外津湾では、鯛やハマチなどの養殖が盛んに行われ、湾内の釣り堀には、多くの太公望が県内外から訪れている。

自然面では、対馬海峡を北上する対馬暖流の影響を受け、海洋性気候の特質を表し、寒暖の差が少なく、過ごしやすい気候条件のもとで緑豊かな田園風景があちこちで見られ、特に棚田の夕日や仮屋湾を望む素晴らしい景観が広がるなど優れた自然環境に恵まれている。

平成7年に「玄海町まちづくりのための住民アンケート」を実施したところ、住民が望む玄海町の将来像は、「自然に恵まれた静かで住みよい町」がトップを占め、町の貴重な財産であり良さである「自然」に対し、町民の思い入れの深さが読み取れる。このほか、「生活環境を整備した美しい町」「高齢者や障害者を大切にする福祉の町」が上位に挙げられ、生活の基本となる暮らしやすさ、安心を町民は重視している。

しかし、近年、観光客の入り込みも多く、生活様式の多様化と共に公共用水域の水質汚濁が環境破壊にとどまらず、魚介類の養殖やシロウオ漁に及ぼす影響が深刻な問題となっている。

このため、玄海町では、「玄海町まちづくりのための住民アンケート」の結果等を基本に生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を目的として、平成9年度から浄化槽設置整備事業（個人設置型）、平成13年度からは特定環境保全公共下水道事業、平成14年度からは農業集落排水事業に着手し、さらに平成14年度には、佐賀県下初の汚水処理施設連携整備事業の認定（国土交通省・農林水産省・環境省所管課長認定）を受け、町内全域について、汚水処理施設の整備を経済的、かつ効率的に実施している。

玄海町では、住民が望む玄海町の将来像を基本に、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を目的とする汚水処理施設整備を一層促進し、主流河川の清流を再生することにより、昔のようにホテルが飛び交い、子供達が安心して遊べるような美しい川づくりを実施する。このことにより、それぞれの河川から注いでいる仮屋湾、外津湾の浄化に寄与し、水質保全による定住条件の改善と納涼ホテル祭りに取り組むことにより、活力ある農村地域の再生につなげる。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を32%から60%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1. 全体の概要

本町の特定環境保全公共下水道事業計画については、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき、平成13年5月18日付け佐賀県指令13公下第6号により第一期地区の認可を受け、全体計画区域について、平成17年3月28日付け佐賀県指令16下水道第19号により残区域の認可を受けている。

又、農業集落排水施設については、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の規定に基づき、平成15年3月13日付け農計第1945号で事業計画承認を経て、平成15年4月1日付け14九整第1404号により事業実施採択を受けている。

緑で代表される玄海町を再生させるためには、生活環境の改善、公共用水域の保全を目的とする「汚水処理施設整備交付金」の支援措置を活用し、地域住民が住みよいまちづくりを行う。

5-2. 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

〔事業主体〕

- ・いずれも玄海町

〔施設の種類〕

- ・特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽

[事業区域]

- ・ 特定環境保全公共下水道 玄海町南部処理区
- ・ 農業集落排水施設 玄海町小加倉・有浦下地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 玄海町のうち、玄海町公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域

[事業期間]

- 特定環境保全公共下水道 平成 17 年度～平成 21 年度
- 農業集落排水施設 平成 17 年度～平成 18 年度
- 浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～平成 21 年度

[整備量]

- ・ 特定環境保全公共下水道 1 0 0 ~ 2 5 0 10,750m
- ・ 農業集落排水施設 5 0 ~ 2 0 0 9 60m
- ・ 浄化槽（個人設置型）
 - 5 人槽 1 0 基
 - 7 人槽 8 6 基
 - 1 1 人槽以上 4 基

なお、各施設の処理人口は下記のとおり

特定環境保全公共下水道南部処理区で 2,900 人、農業集落排水施設小加倉・有浦下地区で 370 人、浄化槽（個人設置型）で 350 人

[事業費]

- 特定環境保全公共下水道 事業費 917,300 千円
 - （うち、単独 33,700 千円）
 - （うち、交付金 441,800 千円）
- 農業集落排水施設 事業費 103,580 千円
 - （うち、単独 14,700 千円）
 - （うち、交付金 44,440 千円）
- 浄化槽（個人設置型） 事業費 107,136 千円
 - （うち、単独 64,326 千円）
 - （うち、交付金 14,270 千円）

5 - 3 . その他の事業

- 特定環境保全公共下水道事業(北部処理区の整備:事業期間 平成 16 ~ 23 年度)
- 農業集落排水施設 (座川内・湯野尾地区の整備:事業期間 平成 14 ~ 17 年度)
- 河川、海岸清掃作業の実施 (毎年実施)
- 化学肥料減量化の実施 (毎年実施)

定住化促進事業の実施

納涼ホタル祭りの実施（環境整備後毎年実施）

6 . 計画期間

平成 17 年度～平成 21 年度の 5 年間

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標達成の状況は、計画終了後の平成 22 年度に玄海町が污水处理人口普及率を測定のうえ評価する。具体的には、本町の污水处理区内の人口に対する污水处理施設の利用可能な人口の割合を算出するなど、定量的な数値を算出する調査を行い、その調査結果を目標に照らして評価する。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

污水处理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「佐賀県污水处理整備構想」（都道府県構想）に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。